

(2) 国民保護計画における避難施設の指定について

1 避難施設の指定に当たっての考え方

平成 19 年度は「札幌市国民保護計画」に基づき、避難施設の指定を行った。指定に当たっては次の考え方に基づき取り組んでいる。

- ① 災害の避難場所として地域防災計画に位置づけられている施設を指定する。
- ② 公立学校、公園を優先的に指定する。
- ③ 屋内収容施設の指定に取り組む。
- ④ 市所有施設を重点に指定する。
- ⑤ 私立高校の指定に向けて調整を図る。
- ⑥ 協力を得られた施設から順次指定する。

2 避難施設の指定状況

上記の考え方に基づき、公立学校及び公園の指定を優先的に取り組み、その結果、市立学校 315 箇所（小中学校 303、高等学校 8、幼稚園・養護学校各 2）と市所管の公園 786 箇所の合計 1,101 施設について平成 19 年 12 月 27 日、国民保護計画における避難施設として指定した。

3 今後の避難施設指定について

市立学校及び公園以外の施設についても、順次指定に向けた調整を行っている。

(1) 依頼済施設

- ① 道立高等学校等の北海道所管施設
- ② 私立高等学校
- ③ 市所有施設の内

区民センター、コミュニティセンター、地区センター、児童会館、区体育館等

(2) 今後依頼予定施設

- ① 地区会館等
- ② 他の市所有施設
- ③ その他